

令和2年第7回 階上町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年7月9日(木) 午後2時から午後2時20分

2. 開催場所 階上町役場 3階 委員会室

3. 出席委員 (8人)

	1番	荒谷	隆
	2番	堰合	とし
	5番	浜谷	秀雄
	6番	坂	政和
	7番	長根	義則
	11番	中城	司
	12番	土橋	剛
会長	14番	久保沢	壽一

4. 欠席委員 (6人)

	3番	阿部	範彦
	4番	久保	雅庸
	8番	郷州	公典
	9番	横道	文男
	10番	大下	修
会長職務代理者	13番	百目木	憲一

5. 出席農地利用最適化推進委員 (2人)

金山沢 地区	向井	成男
赤保内 地区	野沢	昭

6. 欠席推進委員 (7人)

石鉢 地区	森	正浩
鳥屋部 地区	鹿原	仁
田代 地区	水合	達徳
登切 地区	清水頭	保孝
大蛇 地区	笹山	勝彦
道仏 地区	糸坪	岩雄
小舟渡 地区	大平	義治

7. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 議案第19号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

第4 議案第20号 農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の転用許可について

第5 議案第21号 農用地利用集積計画の決定について

8. 農業委員会事務局職員

参事(事務局長) 地代所誠

副参事(事務局次長) 清水恵美子

9. 総会の概要

議 長	<p>ただいまの出席委員は、農業委員 8 名、推進委員 2 名です。 農業委員の数が定足数に達していますので、令和 2 年第 7 回階上町農業委員会総会を開会します。 これより本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。 日程第 1、「会議録署名委員の指名について」を議題とします。 会議録署名委員は、議長において、11 番 中城委員、12 番 土橋委員を指名します。 日程第 2、「会期の決定について」を議題とします。 お諮りします。 会期は本日一日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p>
委 員	<p>(「異議なし」との声あり。)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日一日と決定します。 これより、議事に入ります。 日程第 3、議案第 19 号「農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について」の件を議題といたします。 それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、<u>議案第 19 号</u>について朗読いたします。 <u>1 ページ</u>をお願いします。【議案朗読】</p> <p>議案第 19 号の詳細について説明いたします。 番号 11 及び番号 12 ですが、譲受人(譲渡人)と譲渡人(譲受人)がそれぞれの農地を交換し、農作業の効率化を図るもので、字は違いますが金山沢本村の田んぼということで、同一の評価額となることから、面積を調整し、716 m²に合わせて交換するものです。 いずれの農業者もこの他にも農地を有し、現在耕作していることから、農地法第 3 条第 2 項各号の規定には該当しないことから、許可相当と考えるものです。 次に番号 13 ですが、賃借人は町内 2 ヶ所に農地を借受け、ネギやニンニクを作付けしているもので、今回業務拡張のために新たに農地を借りることとしたものです。賃貸人は、昨年度より農地を貸したい旨、農業委員会に相談があったもので、今回、賃借人を紹介したとこ</p>

	<p>ろマッチングとなったものです。</p> <p>賃借人は、現在もネギ、ニンニクを栽培していることから、農地法第3条第2項各号の規定には該当しないので、許可相当と考えます。</p> <p>以上で朗読並びに説明を終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当の向井推進委員より、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>7月2日、会長、局長、堰合委員、阿部委員と私とそれぞれの申請者立会いにより現地を確認いたしました。詳細については、局長の説明のとおりですので、ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局並びに推進委員の説明について、質問のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>(「質問なし」との声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、採決いたします。議案第19号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」の件に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第19号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」の件は、原案のとおり決定することとします。</p> <p>日程第4、議案第20号「農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の転用許可について」の件を議題といたします。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、<u>議案第20号</u>について朗読いたします。</p> <p><u>3ページ</u>をお願いします。【朗読・説明】</p> <p>議案第20号の詳細について説明いたします。</p> <p>本案は、KDDIの中継アンテナのメンテナンスのため、その周り</p>

	<p>の農地に敷き鉄板により作業車両を乗り入れさせるもので、6ヶ月間の一時転用申請となっており、作業終了後は、鉄板を除去し、元の畑に戻すものですので、許可相当と考えます。</p> <p>以上で朗読並びに説明を終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当の野沢推進委員より、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>7月2日、会長、局長、坂委員、申請人の業者と私で現地を確認いたしました。詳細については、局長の説明のとおりですので、ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局並びに推進委員の説明について、質問のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>(「質問なし」との声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、採決いたします。議案第19号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」の件に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第19号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」の件は、原案のとおり決定することとします。</p> <p>日程第4、議案第21号「農用地利用集積計画の決定について」の件を議題といたします。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、<u>議案第21号</u>について朗読いたします。</p> <p><u>4ページ</u>をお願いします。【朗読・説明】</p> <p>議案第21号の詳細について説明いたします。</p> <p>番号7は、申請人が基盤法を活用して3年間、使用貸借により相続</p>

	<p>人の過半の同意を得て借受けるもので、ネギ等の野菜の栽培を行うものです。</p> <p>次に番号8及び9についてですが、借受人が相続人である貸渡人から過半の同意を得て借受けるもので、それぞれ被相続人が共有と個人となることから、利用権の設定等を行う者が同じでも別件扱いとするものです。</p> <p>借受人は、これまでも町内で大豆等の作付けを行っており、今回も大豆作付けのため使用貸借により5年間借り受けるものです。</p> <p>いずれの案件につきましても、町内の優良農家が経営規模拡大の目的で行うものですので、許可相当と考えます。</p> <p>以上で朗読並びに説明を終わります。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの事務局の説明について、質問のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(「質問なし」との声あり。)</p>
議長	<p>無いようですので、議案第21号「農用地利用集積計画の決定について」の件に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第21号「農用地利用集積計画の決定について」の件は、原案のとおり決定し、階上町長へ回答いたします。</p> <p>これにて、本会議に付議された全議案が終了しました。</p> <p>以上をもちまして、令和2年第7回階上町農業委員会総会を閉会いたします。</p>
事務局	<p>修礼を行います。</p> <p>礼。 直れ。 ご着席ください。</p> <p>令和2年7月9日</p>

議事録署名者 議長 久保沢 壽 一

11番 中 城 司

12番 土 橋 剛